

裁判の迅速化に関する法律案（仮称）について

《裁判の迅速化》

【審理期間の目標等】

第一審の訴訟手続を2年以内のできるだけ短い期間内に終局させることなどを目標とし、充実した手続の実施とこれを支える制度・体制の整備により迅速化を実現

【制度・体制の整備】

制度・体制の整備は、訴訟手続等の整備、法曹人口の大幅な増加、裁判所・検察庁の人的体制の充実、弁護士の体制の整備等により実施

【手続の公正・適正】

当事者の正当な権利利益が害されないよう、手続の公正・適正な実施を確保



《迅速化に関する検証》

検証結果の適切な活用



検証結果を2年ごとに国民に明示するため公表



裁判の迅速化の推進に必要な事項を明らかにするための最高裁による検証

《迅速化の担い手の責務》

【国の責務】

裁判の迅速化の推進に必要な施策の策定・実施

【政府の措置】

法制上・財政上の措置等

【日本弁護士連合会の責務】

裁判の迅速化に関し、弁護士の体制の整備に努める

【裁判所の責務】

充実した手続の実施により、可能な限り裁判の迅速化の目標を実現するよう努める

【当事者等の責務】

可能な限り裁判の迅速化の目標が実現できるよう、手続上の権利は誠実に行使



裁判の迅速化に関する法律案（仮称）について

1 目的

この法律は、司法を通じて国民の権利利益が適切に実現されることを確保するとともに、司法に対する国民の信頼を高めるために公正かつ適正な手続の下で裁判が迅速に行われることが不可欠であること、内外の社会経済情勢等の変化に伴い、裁判がより迅速に行われることについての国民の要請にこたえることが緊要となっていること等にかんがみ、裁判の迅速化に関し、その趣旨、国の責務その他の基本となる事項を定めることにより、第一審の訴訟手続をはじめとする裁判所における手続全体の一層の迅速化を図り、もって国民の期待にこたえる司法制度の実現に資することを目的とすること。

2 裁判の迅速化

- (1) 裁判の迅速化は、第一審の訴訟手続については二年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させ、その他の裁判所における手続についてもそれぞれの手続に応じてできるだけ短い期間内にこれを終局させることを目標として、充実した手続を実施すること並びにこれを支える制度及び体制の整備を図ることにより行われるものとする。
- (2) 裁判の迅速化に係る(1)の制度及び体制の整備は、訴訟手続その他の裁判所における手続の整備、法曹人口の大幅な増加、裁判所及び検察庁の人的体制の充実、国民にとって利用しやすい弁護士体制の整備等により行われるものとする。
- (3) 裁判の迅速化に当たっては、当事者の正当な権利利益が害されないよう、手続が公正かつ適正に実施されることが確保されなければならないこと。

3 国の責務

国は、裁判の迅速化（2の裁判の迅速化をいう。以下同じ。）を推進するため必要な施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

4 法制上の措置等

政府は、3の施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと。

5 日本弁護士連合会の責務

日本弁護士連合会は、弁護士の使命及び職務の重要性にかんがみ、裁判の迅速化に関し、国民による弁護士の利用を容易にするための弁護士の態勢の整備その他の弁護士の体制の整備に努めるものとする事。

6 裁判所の責務

受訴裁判所その他の裁判所における手続を実施する者は、充実した手続を実施することにより、可能な限り裁判の迅速化に係る2(1)の目標を実現するよう努めるものとする事。

7 当事者等の責務

当事者、代理人、弁護人その他の裁判所における手続において手続上の行為を行う者は、可能な限り裁判の迅速化に係る2(1)の目標が実現できるよう、手続上の権利は誠実にこれを行使しなければならない事。

8 最高裁判所による検証

(1) 最高裁判所は、裁判の迅速化を推進するため必要な事項を明らかにするため、裁判所における手続に要した期間の状況、その長期化の原因その他必要な事項についての調査及び分析を通じて、裁判の迅速化に係る総合的かつ多角的な検証を行い、その結果を、二年ごとに、国民に明らかにするため公表するものとする事。

(2) (1)の検証の結果については、3による国の施策の策定及び実施に当たって、適切な活用が図られなければならない事。

9 その他

政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする事。